

○佐倉市議会基本条例

平成 22 年 12 月 28 日条例第 34 号

佐倉市議会基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 3 条―第 5 条）

第 3 章 市民と議会との関係（第 6 条―第 8 条）

第 4 章 議会と行政機関との関係（第 9 条・第 10 条）

第 5 章 議会における審議（第 11 条・第 12 条）

第 6 章 議員間の自由討議及び政策討論会（第 13 条・第 14 条）

第 7 章 委員会の活動（第 15 条）

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 16 条―第 22 条）

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 23 条―第 25 条）

第 10 章 最高規範性及び継続的な検討（第 26 条―第 28 条）

附則

前文

地方分権の進展に伴い、地方自治体（以下「自治体」という。）の役割及び責任が拡大する中、自治体の事務に関する議会の審議権、議決権、調査権、検査権等が拡大強化された。

議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ二元代表制の趣旨を踏まえ、緊張感を持

って真摯しに向かい合うとともに、市民の意思を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、佐倉市として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会及び議員は、積極的な情報公開を通じて市民への説明責任を果たし、市民参加による多様な意見を聴いた上で、公平、公正かつ透明な議会運営の下、議員間の自由闊かつ達な討議を通じて論点を明らかにすることにより政策立案や政策提言を行っていかなければならない。

佐倉市議会は、志津霊園問題等を踏まえ、行政監視機能を更に強化し、地方自治の本旨の充実に向け、これまで積み上げてきた議会改革を更に進めて行くことを決意し、また、議員の政治倫理に関する決議（平成 21 年 3 月 24 日決議）で示された議会の役割を各議員が自覚し、専ら公益に資する立場として議員が自らを厳しく律するとともに市民の信頼に全力で応えるべく、ここに、議会の最高規範となる議会基本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方分権の確立を目指し、二元代表制の下、議会及び議員の責務を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託にこたえ、もって市民生活の向上及び市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割）

第 2 条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動の監視をする権限を有する。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、公正性かつ透明性を重んじた議会運営を目指すこと。
- (2) 議決責任を認識し、市民に対して積極的な情報公開を図り、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民が参画しやすい議会運営に努め、市民の多様な意見を把握した上で政策立案、政策提言等に取り組むこと。
- (4) 市長その他の執行機関の市政運営について監視し、及び評価すること。
- (5) 議員間の自由な討議の場を設けるよう努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、個別事案の解決にとどまらず、市民全体の生活の向上に努めること。
- (3) 研修、調査研究等による不断の研さんによって自らの資質の向上に努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会運営、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第6条 議会は、市民に対し、積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、原則として、全ての会議を公開するものとする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的事項に係る調査を活用して、市民等の識見を議会における討議、政策立案及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度（以下「公聴会制度」という。）及び法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する参考人制度（以下「参考人制度」という。）を活用して、市民等の識見を議会における討議、政策立案及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

（情報の共有と市民意見の把握）

第7条 議会は、積極的な情報公開により市民と情報を共有するとともに、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げる方法を用い、定期的を開催する。

（1）議会報告会

（2）意見交換会

（3）前2号に掲げるもののほか、意見提案手続、議会モニター制度その他の市民からの意見聴取の機会を設けること。

（広報公聴委員会）

第8条 議会は、広報公聴機能の充実を図るため、議員で構成する広報公聴委員会を置く。

2 前条各号に定めるものについて必要な事項は、広報公聴委員会が定める。

3 広報公聴委員会について必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政機関との関係

(緊張関係の保持)

第9条 議会審議において、議員と市長その他の執行機関及びその職員（以下この条において「市長等」という。）は、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 議員の市長等に対する質疑及び質問は、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため一問一答の方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議又は委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して反問することができる。

(3) 議員及び市長等は、相互の尊重と品格を保ち、質疑及び質問並びに答弁を行うよう努めなければならない。

(4) 議員は、法令又は条例で定めるものを除き、市長その他の執行機関に属する審議会等の委員に就任しない。

(文書による質問)

第10条 議会は、閉会中において、市長その他の執行機関に対して文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 文書による質問に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 議会における審議

(議決事件の追加)

第11条 法第96条第2項により議決すべき事件は、必要に応じて別に条例で定める。

(審議における論点整理)

第12条 議会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下この項において「重要な政策等」という。）について、審議における論点を整理し、その政策水準を高めるとともに議決責任を担保するため、提案者に

対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等の提案に至った経緯及び理由
- (2) 他の自治体における類似する政策等との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 重要な政策等の実施に要する経費及び財源措置（将来の負担を含む。）

2 議会は、提出された予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じた資料の作成を市長に求めるものとする。

第6章 議員間の自由討議及び政策討論会

（議員間の自由討議）

第13条 議会は、議会在議員による討論の場であることを認識し、議員間の自由な討議に努めなければならない。

2 議会は、本会議において議案を審議し、及び委員会において議案を審査する場合は、合意形成に向けて議員間で議論を尽くすよう努めなければならない。

（政策討論会）

第14条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会として共通した認識を図るため、政策討論会を開催することができる。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 委員会の活動

（委員会の活動）

第15条 議会は、委員会の運営に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分りやすい議論を行うよう努

めるものとする。

2 委員会は、社会経済情勢の変化等によって生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、積極的な調査研究に努めるものとする。

3 委員会は、公聴会制度及び参考人制度を活用し、審査の充実に努めるものとする。

4 委員会は、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

5 委員会は、会期中に開催する委員会において、当該委員会が所管する事項について、市長その他の執行機関に属する審議会等の開催状況に関する報告を求めることができる。

6 委員長は、議員間の自由な討議による合意形成に努め、委員長報告に当たっては、審議過程における論点、争点等を明確にするよう努めるものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(政務活動費)

第16条 会派及び議員は、政策立案、政策提言及び市政の課題に関する調査研究その他の活動に資するため政務活動費を有効に活用するものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、市民に対し、使途に関する説明責任を負うものとする。

3 議会は、政務活動費の使途に関し、証票を公開すること等により透明性を確保するものとする。

4 政務活動費について必要な事項は、別に条例で定める。

(議員研修)

第17条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員に対する研修の充実に努めなければならない。

2 議会は、前項の研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するよう努めるものとする。

3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体における事例等を調査研究するよう努めなければならない。

(議会事務局)

第 18 条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会活動の円滑かつ効率的な実施を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

(予算の確保)

第 19 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能の確保及び充実に努めるため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会図書室)

第 20 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会広報活動)

第 21 条 議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

2 議会は、広報紙等の充実のため、市民からの意見、要望等を取り上げるよう努めるものとする。

3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

(機関の設置)

第 22 条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する機関を置くことができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の機関に議員を構成員として加えることができる。

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 23 条 議員は、市民の負託にこたえるために高い倫理観が求められていることを深く認識し、市民の代表として常に良心に従い、責任感を持って公正な職務遂行に努めなければならない。

2 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使する等により市民の疑惑を招くことのないよう努めなければならない。

3 議員の政治倫理に関して必要な事項は、別に条例で定める。

(議員定数)

第 24 条 議員の定数は、別に条例で定める。

2 議員の定数の改定に当たっては、多様な民意を反映するため、経費削減の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

3 議員の定数を定めた条例の改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第 25 条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改定に当たっては、多様な民意を反映するため、経費削減の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

3 議員報酬を定めた条例の改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員から提出するものとする。

第 10 章 最高規範性及び継続的な検討

(最高規範性)

第 26 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する条例その他の規程を制定し、又は改廃する場合には、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会改革)

第 27 条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

(見直し手続)

第 28 条 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、議会運営委員会で検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

3 この条例の改正に当たっては、いかなる場合にも、本会議において改正理由及び改正案の提出に至った経緯について説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 28 日条例第 3 号)

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。